

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都文化医療専門学校
設置者名	学校法人未来学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
歯科衛生 専門課程	歯科衛生学科	夜・ 通信	10	10	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	京都文化医療専門学校
設置者名	学校法人未来学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	高崎市学校薬剤師会 会長	令和7年5月30日～ 3年以内に終了する 会計年度のうち最終 のものに関する定時 評議員会の終結の時 まで	現職に基づいた 経営に関する助言
非常勤	学校法人 理事長	令和7年5月30日～ 3年以内に終了する 会計年度のうち最終 のものに関する定時 評議員会の終結の時 まで	現職に基づいた 経営に関する助言
(備考)			

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都文化医療専門学校
設置者名	学校法人未来学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書(シラバス)は「学生の主体的な学習」を促すツールとして、授業科目名、講義目的、学習計画、評価方法、教科書・参考文献等を記載し、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものと位置付けている。 各授業科目を担当する教員が毎年度末まで(1～3月)に作成することとし、下記の項目を記載するものとする。 ・授業の方法 ・授業の内容、概要、目的 ・年間授業計画(授業回数) ・目標 ・成績評価の方法、基準 ・実務経験のある教員等による授業科目についてはその旨 なお、シラバスを作成する際は下記の点について考慮する。 (1) 適切な学習目標の設定 (2) 授業の目的と(到達)目標の明確化 (3) 効果的な学習計画の立案 (4) 受講にあたってのルールや注意事項の明示 (5) 教科書、参考文献の有無 新年度のシラバスについては、新年度の授業ガイダンス(4月上旬)において学生に案内を行い、誰もが学内において閲覧できるようにしておく。学生以外の方がシラバスの閲覧を希望する場合も、4月上旬以降本校学務課にて閲覧できる。	
授業計画書の公表方法	本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 成績評価は、 講義科目については、「小テスト」「客観試験」「レポート」等により、 演習・実習科目については、「実習態度」「実習レポート」「実技試験」等の評価方法により試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、合格した者にその授業科目の所定の単位を与える。 科目の履修認定は、各授業科目での出席時数が所定の授業時数のそれぞれ3分の2以上であること。臨地実習（臨床実習を含む）の履修認定には、出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の出席が必要となる。 評価は優・良・可及び不可の4段階で行い、優・良・可を合格、不可を不合格とする。 評価の基準は、100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。 合格した者は、その授業科目の所定の単位を与える。 校長は教務委員会の議を経て上記の条件を満たした者を進級させる。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価は、 講義科目については、「小テスト」「客観試験」「レポート」等により、 演習・実習科目については、「実習態度」「実習レポート」「実技試験」等の評価方法により試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、授業科目ごとに点数に換算した上で取得した点数の平均を求め成績を判定している。評価は優・良・可及び不可の4段階で行い、優・良・可を合格、不可を不合格とする。 評価の基準は、100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可として評価を行う。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学則及び学生便覧にて公表しており、本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の要件は学則に定めた所定の単位数を取得することとし、卒業は学則に定めた所定の単位数を取得した学生に対して教務委員会の議を経て認定している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学則及び学生便覧にて公表しており、本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都文化医療専門学校
設置者名	学校法人未来学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。
収支計算書又は損益計算書	本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。
財産目録	本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。
事業報告書	本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。
監事による監査報告（書）	本校学務課窓口にて、誰でも閲覧請求できる。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		歯科衛生 専門課程	歯科衛生学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	103 単位	53	15	29	0	6
			103 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
250 人		124 人	1 人	8 人	38 人	46 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画書（シラバス）は「学生の主体的な学習」を促すツールとして、授業科目名、講義目的、学習計画、評価方法、教科書・参考文献等を記載し、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものと位置付けている。 各授業科目を担当する教員が毎年度末まで（1～3月）に作成することとし、下記の項目を記載するものとする。 ・授業の方法 ・授業の内容、概要、目的 ・年間授業計画（授業回数） ・目標 ・成績評価の方法、基準 ・実務経験のある教員等による授業科目についてはその旨 なお、シラバスを作成する際は下記の点について考慮する。 （1）適切な学習目標の設定 （2）授業の目的と（到達）目標の明確化 （3）効果的な学習計画の立案 （4）受講にあたってのルールや注意事項の明示 （5）教科書、参考文献の有無

新年度のシラバスについては、新年度の授業ガイダンス（4月上旬）において学生に案内を行い、誰もが学内において閲覧できるようにしておく。学生以外の方がシラバスの閲覧を希望する場合も、4月上旬以降本校学務課にて閲覧できる。
成績評価の基準・方法 （概要） 成績評価は、講義科目については、「小テスト」「客観試験」「レポート」等により、演習・実習科目については、「実習態度」「実習レポート」「実技試験」等の評価方法により試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、合格した者にその授業科目の所定の単位を与える。 科目の履修認定は、各授業科目での出席時数が所定の授業時数のそれぞれ3分の2以上であること。臨地実習（臨床実習を含む）の履修認定には、出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の出席が必要となる。 評価は優・良・可及び不可の4段階で行い、優・良・可を合格、不可を不合格とする。 評価の基準は、100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。 合格した者は、その授業科目の所定の単位を与える。 校長は教務委員会の議を経て上記の条件を満たした者を進級させる。
卒業・進級の認定基準 （概要） 【進級】 - 各授業科目での出席時数が所定の授業時数のそれぞれ3分の2以上であること。 - 臨地実習（臨床実習を含む）の履修認定には、出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の出席が必要となる。 - 成績は100点を満点とし、60点以上を合格とし、合格した者は、その所定の授業科目の所定の単位を与える。 - 校長は、教務委員会の議を経て上記の条件を満たした者を進級させる。 【卒業】 - 卒業の要件は、所定の単位を取得するものとする。 - 校長は、教務委員会の議を経て上記条件に基づき、課程の修了を認め、卒業の認定を行う。
学修支援等 （概要） 学級担任が日常的に学生に対し面談を行う。気になる状況が見られる学生については、個別に面談を行う。成績不振等の学生は、放課後や長期休暇に補習等を行う。外部の専門機関と連携をしながら学生のメンタルヘルス面での支援も行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
56人 (100%)	0人 (0%)	50人 (89%)	6人 (11%)
(主な就職、業界等)			

（就職指導内容） 就職活動開始時期に就職ガイダンスを行い、就職に関する基礎的な知識や履歴書作成に関するアドバイスを行う。また、学級担任や就職担当者が、学生の希望を聞きながら、就職に関するアドバイスを行う。
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士国家試験受験資格
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
150 人	6 人	4%
（中途退学の主な理由） 学業不振、進路変更等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 目的を明確にするための入学前教育の実施、個別面談の実施、保護者との連携等		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生学科	400,000 円	600,000 円	200,000 円	実習費、教育充実費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.e-mirai.ac.jp/public_info		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
(備考)		
第三者評価は未実施である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.e-mirai.ac.jp/public_info
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H126310000531
学校名 (〇〇大学 等)	京都文化医療専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人未来学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		47人（18）人	45人（17）人	47人（18）人
内 訳	第Ⅰ区分	21人	19人	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅱ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅲ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	—	—	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				47人（18）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	—	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	—	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものにより、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	—	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものにより、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	—	人	人
G P A等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。